

保護司の活動について

〈全体の学びや気づき〉

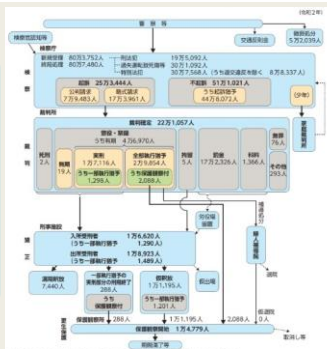
保護司の活動は、罪を犯した人の社会復帰に大きく貢献する活動であり、再犯率が高い現状の社会を良くするために必要な存在です。しかし、現状保護司についてまだ知られていない部分が多くあるため、当ポスターでは保護司の活動に重点を置いて紹介していきます。

保護観察とは・・・

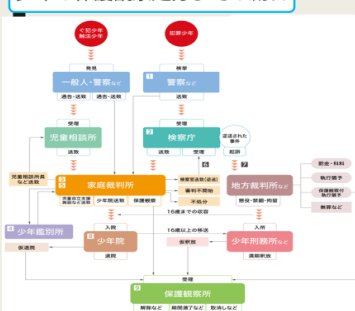
保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、通常の社会生活を営みながら、保護観察官と、保護司が協働して実施する。

保護観察対象者とは・・・

- ・保護観察処分少年
- ・少年院仮退院者
- ・仮釈放者
- ・保護観察付全部執行猶予者および保護観察付一部執行猶予者
- ・婦人補導院仮退院者 の5種類



少年の保護観察処分までの流れ



〈犯罪少年〉
14歳以上で罪を犯した少年

〈触法少年〉
14歳未満で犯罪少年に該当する行為を行った少年（14歳未満の少年については刑事責任を問わない）

〈く犯少年〉
保護司の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年

保護観察対象者

少年	成人
保護観察処分少年 非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年	仮釈放者 懲役又は禁錮の刑に処せられ、仮釈放を許された者
少年院仮退院者 非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年	保護観察付執行猶予者 刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者

保護司の仕事とは① (保護司さんへのインタビューより)

保護司とは

保護司法・更生保護法に基づき法務大臣から委託を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生をサポートする仕事をしている人のこと。

非常勤の国家公務員という名前ではあるが、ボランティアで活動しており給与は支給されない。

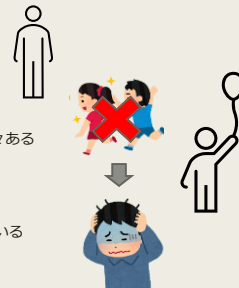
始めるきっかけ

知り合いに保護司の活動をしている人がいて依頼を受けて活動を始めたり、近年では自ら活動を調べて保護司として活動している人もいます。

体験談 1 - ボランティアだからできること -

- 薬物中毒で30代の方を対象に保護観察をしている際、その対象者の家族からの電話が絶えなかった。
- 保護観察所には業務時間が決まっているが、保護司はボランティア活動の一環であるため、時間が決まっておらず、朝早くから夜遅く、また、お正月などの行事の際も、電話がかかってくるがあった。
- しかしそれらも保護司の役割であるため、しっかりと適切な対応を行った。

対象者



- 10代が多いと思われることが多々ある
- 近年は減少傾向にある
- 30・40代の薬物事案が増加している

保護司の仕事とは② (保護司さんへのインタビューより)

保護司になるには

保護観察官から指導を受けたのち保護司として活動が始まる。
(基本は一人に対応するが、状況を見て随時保護観察官と相談しながら活動を続ける)

保護司の主な仕事

保護観察対象者との面談・会話を通して社会復帰を目指す。
(未成年の対象者の場合保護者との会話も重要)
3か月に一度の研修もあり、法律の改正や現在の保護観察対象者の状況など、様々な情報交換の場に参加している。

体験談 2 - 中学生と高校生への対応の違い -

- 中学生の対象者であった場合、「義務教育」があるため、退学などの処分は受けない。そのため、家族のほかにも学校との連携も必要不可欠となってくる。
- 高校生からは退学になるおそれがあるため、学校側には伏せて慎重に保護観察を行う場合がある